

第 256 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 9 号

令和 7 年 9 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 9 号をもって、令和 7 年 9 月 10 日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 256 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 9 月 10 日（水） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	4 番	中山 峰雄	5 番	佐賀 正治
6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二	9 番	小倉 達也
10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之	14 番	関 宏幸
15 番	飯田 敬市						

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代 13 番 福田 美保

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 松澤 智之 主幹 吉田 貴紀

6. 議事録署名委員

10 番 宮本 康子 11 番 岡部 正仁

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第35号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 38 分開会

事務局長	只今から、令和 7 年 第 256 回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は 13 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。 なお、委員会会議規則第 4 条により、3 番 豊崎 静代委員、13 番 福田 美保委員から欠席届が提出されております。 それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則 第 16 条 第 2 項の規定により、10 番 宮本 康子委員、11 番 岡部 正仁委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の吉田主幹を指名いたします。
議長	次に日程の決定について、お諮りいたします。 只今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、いかがですか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議ございませんので、午後 5 時までといたします。
議長	次に、報告第 20 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10 番 宮本 康子	9 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、岡部委員と矢口委員と私、宮本の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 10m 北に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 北西に位置する畑 2 筆になります。現況は雑草繁茂の状態となっていました。申請人は許可が下りたら業者に依頼して 10 月中にきれいな状態にする予定であるとのことで、問題ないと判断しました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくをお願いいたします。 議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番及び番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番及び番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番及び番号 2 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 35 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 （事務局朗読）
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10 番 宮本 康子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは農振農用地となります。申請人は、観光農園（柿もぎ取り店）として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は農振農用地ですが、農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしてい

	ると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 36 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 （事務局朗読）
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

11 番 岡部 正仁	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 600m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 2 番と 8 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 3 番と 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 250m 北東に位置する畑 2 筆と約 350m 北東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 110m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 5 番と 6 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 6 番と 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●から約 200m 東に位置する畑 2 筆と約 70m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設と
------------	--

	して使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 7 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 80m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 9 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 400m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 7 年 8 月 22 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番ないし番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）

議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 9 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 37 号 9 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12 番 矢口 明之	それでは説明いたします。 図面番号 11 番も併せてご覧ください。番号 1 番の申請地は、昭和 61 年 8 月 21 日付けで資材置場として農地法第 5 条の転用許可がされた土地です。今回、借受人が業務を行えなくなったため、申請者の意向により許可の取消願が提出されました。現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	以上、議案第 38 号 1 件の申請については、承認することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 14-1、45-1、48-1 ないし 52-1、54-1 ないし 60-1、65-1 ないし 70-1、76-1 及び 77-1、80-1 ないし 84-1、94-1 及び 95-1、101-1、112-1 の 31 件について審議いたします。 2 番 麻生 登美子委員、6 番 井坂 孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。 (2 番 麻生 登美子委員、6 番 井坂 孝雄委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 14-1 外 30 件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 14-1 外 30 件について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 14-1、45-1、48-1 ないし 52-1、54-1 ないし 60-1、65-1 ないし 70-1、76-1 及び 77-1、80-1 ないし 84-1、94-1 及び 95-1、101-1、112-1 の 31 件は、原案のとおり決定いたします。
議長	2 番 麻生 登美子委員、6 番 井坂 孝雄委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 (2 番 麻生 登美子委員、6 番 井坂 孝雄委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 14-1 外 30 件を除く案件について、審議いたします。 番号 1-1 ないし 13-1、15-1 ないし 44-1、46-1 及び 47-1、53-1 及び 53-2、61-1 ないし 64-1、71-1 ないし 75-1、78-1 及び 79-1、85-1 ないし 93-1、96-1 ないし 100-1、102-1 ないし 111-1 の 81 件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 外 80 件について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 ないし 13-1、15-1 ないし 44-1、46-1 及び 47-1、53-1 及び 53-2、61-1 ないし 64-1、71-1 ないし 75-1、78-1 及び 79-1、85-1 ないし 93-1、96-1 ないし 100-1、102-1 ないし 111-1 の 81 件は、原案のとおり決定いたします。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。

議長	来月の総会は、10月10日（金）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、福田 美保委員、関 宏幸委員、石塚 洋二委員です。 日時は、10月3日（金）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしくお願いいたします。
議長	それでは、以上を持ちまして、第256回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署 名 委 員 宮本 康子

署 名 委 員 岡部 正仁